

## 第51回全国信用組合大会における全信中協渡邊会長の挨拶

### はじめに

本日、ここに第51回全国信用組合大会を開催いたしましたところ、皆様方には、何かとご多用の中を全国各地より、このように多数のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

特に公務ご多用の中、麻生金融担当大臣兼副総理、関経済産業大臣政務官、黒田日本銀行総裁ならびに金子全国中小企業団体中央会副会長をはじめ、多数のご来賓各位のご臨席を賜りまして、誠に光栄に存じます。

信用組合業界を代表いたしまして、厚く御礼申し上げますとともに、平素より私ども信用組合にご理解と変わらぬご支援を賜っておりますことを、ここに改めまして、深く感謝申し上げます。

ところで、今年の夏は天候不順が続き、集中豪雨などによる風水害や土砂災害が多数発生し、広島市をはじめ全国各地で甚大な被害が発生いたしました。

さらには、御嶽山の噴火により多くの人命が失われるなど大きな自然災害が発生しております。

お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

また、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から、3年7か月を経過いたしました。依然として、24万人を超える方々が全国47都道府県で避難生活を余儀なくされておられます。

被災者の皆様には、一日も早く以前の生活を取り戻すことができますようお祈りいたします。

本会といたしましても、被災地のご意見・ご要望等に耳を傾け、被災地の復旧・復興支援への取組みを全力でサポートして参りたいと存じます。

### 信用組合の課題への取組みについて

本日は、これよりご来賓の方々のご挨拶を賜り、今後の信用組合経営の指針とさせていただきます。まずは私から、信用組合が取り組むべき課題等につきまして、若干、申し述べさせていただきます。

#### <最近の経済情勢について>

第一に「最近の経済情勢について」、でございます。

政府が発表されました9月の月例経済報告によりますと、足元の景気は一部に弱さがあると

して、基調判断を5ヶ月ぶりに引き下げております。夏の悪天候で消費が鈍ったほか、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減からの持ち直しのテンポが鈍いことなどが主な要因とされております。先行きにつきましては、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されております。

一方で、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクに留意する必要があるとしております。

信用組合の主な取引先であります、中小企業・小規模事業者の業況は、原材料高や燃料高、電気料金の引上げ等がある中、価格への転嫁も容易でないことから、依然として厳しい状況が続いております。政府におかれましては、それらの弊害にも目配りをしていただきまして、適切な対応を実施していただくよう期待するものでございます。

#### <信用組合の経営戦略について>

第二に、「信用組合の経営戦略について」、でございます。

現在、信用組合で最も古い歴史を有するのは、大正5年に設立された信用組合であり、今年で創立98周年を迎えられます。

以来、信用組合は、昭和24年の中小企業等協同組合法の施行、信用金庫法の施行、国への監督官庁の移行、バブルの崩壊など幾多の苦難を乗り越え、現在に至っておりますが、今また大きな困難に直面しつつあると認識しております。

これらは、少子高齢化、人口減少、小規模事業者の減少、地方の衰退などの社会・経済構造の変化であります。

民間の有識者らでつくる日本創成会議が公表した2040年時点の人口推計では、人口が1万人を切る自治体は「消滅の可能性が高い」とする市町村リストを示したことで関心を集めております。

また、2014年版の「中小企業白書」で焦点を当てた「小規模事業者」は、全国385万社の中小企業のうち、約9割を占めており、地域の経済や雇用を支える存在として重要な役割を果たしています。今、小規模事業者は人口減少、地域経済の低迷といった構造変化に直面しております。

これらの問題は、いずれも信用組合の経営に大きな影響を与える問題でもありまして、本会では、「10年後を見据えた信用組合のビジョン」の策定に着手しております。今でこそ、中小企業・小規模事業者や勤労者に資金を提供する金融機関は数多ございますが、信用組合はこうした人々が本当に困ったときの最後の砦として存在することに意義があるのであり、さまざまな困難が想定される時代にこそ存在価値があると思うのであります。

信用組合が地域社会から評価されるためには、単に資金の円滑な提供だけではなく、地域の事業者や生活者のニーズを的確に把握することが求められております。そのためには、本来の金融機能に加え、中小企業再生支援機能及びコンサルティング機能を発揮することが強

く求められています。

先般、本会では、「協同組織金融特別委員会金融機能等専門部会報告書」をとりまとめ、信用組合に期待される機能を再確認するとともに業界の現状を分析し提示しておりますので、各信用組合におかれましては、当報告書を基に積極的な取り組みをしていただきますようお願い申し上げます。

#### 当局への要望について

次に、関係ご当局に対しまして、ご配慮を賜りたい事項について述べさせていただきます。

##### <地域経済の再生等について>

第一に「地域経済の再生等について」でございます。

先月発足いたしました第二次安倍改造内閣では、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、疲弊する地域経済の再生に危機感を持って取り組む姿勢を明確に示されました。

魅力あふれる地方の創生を目指されているところであり、地域を基盤とする私ども信用組合としては、大きな期待を抱いておるところでございます。

一極集中が地方経済を疲弊させ、さらに高齢化と人口減少が地方を窮地に追い込むという構造的な地盤沈下が続く中、地域経済の活性化は喫緊の課題であり、とりわけ地域に雇用を創出し、若者が大都市に移住しなくても働くことができ、結婚し、子育てができる環境を整備することが極めて重要でございます。

ぜひ、雇用の創出をはじめ地方の活性化に資する抜本的な対策を実行していただきますようお願い申し上げます。

##### <小規模事業者の支援について>

第二に「小規模事業者の支援について」でございます。

本年6月に施行されました「小規模企業振興基本法」に基づきまして、今年3日には、小規模企業振興に関する計画的な推進を図るため「小規模企業振興基本計画」が定められました。

また、中小企業の経営相談窓口「よろず支援拠点」が各都道府県に整備されるなど、特に小規模企業にスポットを当てた新たな施策が強化されているところであります。

私どもの主たる取引先である小規模事業者は、全国385万社の中小企業の約9割、334万社を占めており、地域の経済や雇用を支える存在として地域経済の安定と地域住民の生活の向上・交流の促進に寄与する極めて重要な役割を果たしており、日本経済全体を発展させる重要な意義を有しております。

このような状況の中で、日本銀行では、「成長基盤強化支援資金供給」ならびに「貸出増加支援資金供給」からなる「貸出支援基金」制度を創設し、本年2月にはその規模を2倍に拡充のうえ、金融機関に対し同基金による低利の貸付を行っておられます。

しかしながら、信用組合は、日銀の当座預金取引先かつ共通担保オペの対象先でないとの理由で、現状、当該制度の貸付対象先とされておりません。

申し上げるまでもなく、「貸出支援基金」制度の貸付対象先に信用組合が含まれないことにより、我が国の全事業者の大半を占め、信用組合の主要な取引先である小規模事業者はこうした低利の資金を利用する機会を得ることが困難となり、まさに今、政府を挙げて小規模事業者の支援を行おうとしている中で誠に遺憾な状況となっています。

また、金融機関の間で激しい貸出金利競争が行われている中、信用組合が当制度を利用できないことにより、本来公平であるべき他金融機関との競争条件上、極めて不利な状況におかれています。

こうした現状に鑑み、本年5月、全信中協会長および全信組連理事長の連名で、日本銀行に対し、当該制度の対象に信用組合を加えるよう要望をさせていただいたところですが、その後も、会員信用組合からは、早期実現に向けて強い要望が出されています。

日本銀行におかれましては、以上のような状況を是非ともお汲み取りのうえ、格段のご配慮を賜わりたくお願い申し上げます。

#### <平成27年度税制改正について>

第三に「平成27年度税制改正について」でございます。

税制改正要望事項の中で、私どもの重点項目であります、信用組合の法人税率の引下げにつきましては、私ども信用組合は、組合員の相互扶助を目的とした非営利の組織であり、営業地域や業務範囲、資金調達手段が限定されている中で、融資を受けにくい立場の小規模事業者等に対する金融仲介機能の発揮を使命、役割としてきたことから、これまで、税制上の軽減税率が認められてきたものと考えております。

こうした役割を担い、これまで以上に地域の活性化や小規模事業者に対する支援を行っていくためにも、一般事業会社への法人税率の引き下げを行う場合には、信用組合に対する軽減税率についても引き下げて頂くようお願い申し上げます。

また、協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例につきましても、経営の安定化を図る上でも恒久化、期限延長の措置が講じられるようご配慮をお願い申し上げます。

また、政府では、来年10月から消費税率を10%に引き上げることを年内に判断されると伺っております。

消費税率の引き上げの影響は、中小企業・小規模事業者にとりまして切実な課題でございますので、引き上げを決断された場合は、景況悪化の未然防止のための経済対策を適宜・適切に実施していただくとともに、円滑な価格転嫁につきましてもご配慮をお願いしたいと存じます。

#### <郵政改革問題について>

第四に、「郵政改革問題について」でございます。

信用組合業界では、これまで郵政改革に係るゆうちょ銀行のあり方については、実質的に政府の関与が続く間は、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、完全民営化への実現が担保され、適正な経営規模への縮小等がなされない限り、預入限度額の引き上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は、民業補完に徹するべきと一貫して主張して参りました。

政府の関与が残る中で預入限度額の引き上げや貸出業務への進出等が認められることは、郵政民営化法の理念に反するばかりでなく、地域経済を支える地域金融に混乱を招くおそれがあることから、当局におかれましては、引き続き、私どもの主張にご理解を頂くとともに、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

<おわりに>

以上いろいろ申し上げましたが、信用組合は、相互扶助を基本理念とする協同組合組織の金融機関として、大変厳しい環境下ではありますが、引き続き、業界関係者が一致団結して、組合員や利用者である中小企業・小規模事業者、生活者に対する金融の円滑化とともに、より一層の金融サービスの向上に取り組んで参る所存でございます。

どうか、本日ご臨席の関係各位におかれましては、信用組合の様々な取り組みに対しまして、深いご理解を賜りますとともに、今後とも、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

以 上